



2 文科高第 172 号
中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学院設置基準の一部改正について

令和2年5月20日

文部科学大臣 萩生田光



(理由)

平成31年1月22日に、2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿について審議をまとめていただいたところである。同審議まとめにおいては、リカレント教育の充実に関して、取得した単位については学位取得を目指す際に適切に評価することについて提言いただいたところである。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において、全ての大学院が入学前や他大学院での学修を活用して単位累積加算的に学位授与を行うための方策を検討し、大学・大学院での学位取得の弾力化を進めることが掲げられている。

上記を踏まえ、文部科学省において、別紙のとおり、大学院設置基準の改正を行う必要があるので、学校教育法第94条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

大学院設置基準改正要綱（案）

第一 他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定に関する改正

大学院は、学生が他の大学院において修得した単位を、15 単位を超えない範囲で当該大学院において修得したものとみなすことができるものとする。

また、大学院は、学生が当該大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位を、15 単位を超えない範囲で当該大学院に入学した後、当該大学院において修得したものとみなすことができるものとする。

上記で修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて 20 単位を超えないものとする。

第二 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮に関する改正

大学院は、入学前に当該大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該大学院の修士課程又は博士課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1 年を超えない範囲で当該大学院が定める期間、在学したものとみなすことができるものとする。

第三 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。